第5部 投薬

FOOO 調剤料

現 行	改 正
1 入院中の患者以外の患者に対して投薬を行った	1 入院中の患者以外の患者に対して投薬を行った
場合	場合
イ 内服薬、浸煎薬及び屯服薬(1回の処方に係る	イ 内服薬、浸煎薬及び屯服薬(1回の処方に係る
調剤につき) 9点	調剤につき) 11 点
ロ 外用薬(1回の処方に係る調剤につき) 6点	ロ 外用薬(1回の処方に係る調剤につき) 8点
2 入院中の患者に対して投薬を行った場合(1日に	2 入院中の患者に対して投薬を行った場合(1日に
つき) 7点	つき) 7点

F100 処方料

◆点数マスタの分割

120002610 処方料(7種類以上内服薬又は向精神薬長期処方)		29 点
\downarrow		
名称変更		
120002610	処方料(7種類以上内服薬)	29 点
新設		_
120004410	処方料(向精神薬長期処方)	29 点

◆システム対応

予約コード「099200301 向精神薬長期処方減算」が入力された場合

向精神薬多剤投与、内服薬7種類以上の逓減に当たらない場合に、向精神薬長期処方減算対象の薬剤の入力があれば「処方料(向精神薬長期処方)」又は「処方箋料(向精神薬長期処方)」を自動算定します。

「処方料(向精神薬長期処方)」又は「処方箋料(向精神薬長期処方)」を手入力した場合 向精神薬長期処方減算対象の対象薬剤の入力がない場合は警告メッセージを表示します。

F400 処方箋料

現 行	改正
注7 薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付し	注7 薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付し
た場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる	た場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる
点数を処方箋の交付1回につきそれぞれ所定点	点数を処方箋の交付1回につきそれぞれ所定点
数に加算する。	数に加算する。
イ 一般名処方加算 1 6点	イ 一般名処方加算 1 フ点
口 一般名処方加算2 4点	口 一般名処方加算 2 5 点

◆点数マスタの分割

▼ /// >× 、 / 、 /	•>>> 🗀	
120002710	処方箋料(7種類以上内服薬又は向精神薬長期処方)	40 点
名称変更		
120002710	処方箋料(7種類以上内服薬)	40 点
新設		
120004610	処方箋料(向精神薬長期処方)	40 点

◆システム対応

F100処方料のシステム対応を参照してください。

F500 調剤技術基本料

現 行	改正
2 その他の患者に投薬を行った場合 8点	2 その他の患者に投薬を行った場合 14点